

平成26年度 第3回 横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会 会議録

- 1 日 時 平成27年3月24日（火） 15時～17時
- 2 場 所 文化観光局会議室
- 3 出席者 上杉 幸雄 委員、西田 由紀子 委員、藤崎 晴彦 委員
- 4 欠席者 垣内 恵美子 委員
- 5 傍聴者 無し

6 議事内容

議題	(1) 第3期選定要項等の確定
委員意見等	<p>1 開会</p> <p>(1) 定足数の確認 委員数4名のうち3名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>(2) 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜市芸能センター指定管理者選定評価委員会運営要綱 第9条に基づき、次第「2 議題」以降は非公開、その他については公開とした。</p> <p>(3) 指定管理者選定の概要等について 施設に求められる高い専門性、演者団体等との協力体制の維持、専門的ノウハウ、市と一体となった文化政策の実現などの観点から、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を単独の応募者として指名し非公募で選定を行うことを事務局から説明した。 また、選定の流れ、主なスケジュール、横浜市の文化政策上の位置づけ、「指定管理者の選定等に関する要綱」、「指定管理者選定評価委員会運営要綱」について、事務局から説明した。</p> <p>2 選定要項等の検討 事務局から選定要項等について説明のうえ質疑を行った。</p>

**【選定要項・業務の基準について】**

(委員)

- ・にぎわい座の運営を行うにあたって、高齢人口の増加への対応、伝統芸能に対する子どもへの教育分野や中間年齢層の方の関心の高まりへの対応、地域との連携、など背景にある社会動向について応募者がどのような認識を持っているか判断できるような記述を加えてほしい。
- ・「6つの柱」が最終的なにぎわい座の目標にどのように繋がっていくのか、文化政策上の“大きな目標”との間を繋げる“ストーリー”を明確にすべき。
- ・収支が厳しいという状況を踏まえつつ、実現性のある提案に繋げることを考えるべきである。
- ・他の同類施設には無いにぎわい座らしさ、大衆芸能の将来がにぎわい座に掛かっている、ということの軸に据えていく必要がある。
- ・以前は市民協働と言えば、行政が市民に働きかけたり、公的な取組みにボランティアが参加したりといった視点になりがちであったが、これからは、市民がにぎわい座の運営そのものをサポートする、一緒に何かを行っていくことが求められる。
- ・国立劇場のように音、画像の資料を蓄積し、その一部を公開することを事業としてできないか。にぎわい座に行けば演芸公演の生の雰囲気が見える、といったものがあれば、より身近になるのではないか。

(事務局)

→記録撮影を国立劇場並みに公開することは、演者との権利調整だけでなく施設機能の問題もあり難しい。取組みの方向としては、参考としたい。

(委員)

- ・次期指定管理期間中に予定されるビルの大規模修繕の際、工事の仮囲いで外から建物が見えなくなる場合、1階エントランスへの人の誘導はより積極的に工夫をする必要がある。
- ・「大衆芸能に関する情報収集」の中にある“市民からの相談等”への対応として想定していることは何か。

(事務局)

→大衆芸能に関する一般的な問い合わせのほか、落語家を招いたイベントを実施したいという市民への協力などを想定している。地域で行われている落語会などの細かい情報も網羅的に収集し、大衆芸能分野での情報センターになってもらいた

いという期待もある。

(委員)

- ・東京近郊の演芸会の情報を網羅的に載せている専門情報誌などを上手に利用してもよいのではないか。
- ・例えば、図書館の運営を盛り上げるための市民サポーターを、参加費を徴収しながら募集し、自主事業などをいっしょに作るどころから協働している自治体もある。そういう市民を“巻き込む”仕組み、市民と一体になる雰囲気はどう醸成するかが大切。

(事務局)

→にぎわい座の運営に市民をどう巻き込むか、といった観点を加えることを検討したい。

#### 【提案課題、評価基準項目について】

(委員)

- ・評価基準項目の「6 収支計画及び指定管理料」の「(2)指定管理料のみに依存しない収支構造、経費削減等効率的運営の努力」の点数配分が150点満点中の5点になっているが、もっと重みがあるのではないか。
- ・「1 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針」は熱意や方針を記載する項目だが、これが15点（1割）というのは低くないか。

#### 【その他】

(委員)

- ・現指定期間内でできたこと、できなかったことを踏まえて3期目の提案内容に反映してもらいたい。
- ・実際に提案しても市からいくら指定管理料が払われるかわからないと、収支計算ができない。あらかじめ指定管理料の限度額は示すべきではないか。

(事務局)

→提案はしてもらうが、特段の事情が無い限り現状の予算の範囲内になることは双方で共有している。

〈審議結果〉

- ・選定要項、業務の基準、提案課題、評価基準項目等について、本案を基本に、本日いただいた意見を踏まえ事務局にて調整し、委員長の確認を経て、確定版として公表することとする。